



わたしたちが進める 「市民が主役」のまちづくり

庄原市まちづくり基本条例



平成24年3月

庄原市



“まちづくり”の 効果を100倍にする 条例ができました!

庄原市(ふるさと)を大切に思っていますか?住んでよかったと感じていますか?子どもたちが誇れるふるさとですか?
私たちのまちのことを、もっと「大好き」になるために、今自分ができること、地域でできることを一緒に考えてみましょう!

“まちづくり基本条例”ってなに?



まちづくりの基本原則や活動の主体となる市民、市議会、市の責務や役割、市政運営のあり方など、まちづくりに取り組む際の基本ルールを定めた条例です。

まちづくりに関わるみんなが守るルールなんじゃ。



どうして“まちづくり基本条例”をつくったの?



地域社会の変化、複雑、多様化する市民ニーズや、まちづくりに参加したいという市民意識の高まりに対し、これまでの制度や手法で行政のみが担い、対応することは困難になっています。また、中山間地域にある本市は、人口の減少、基幹産業の衰退、厳しい財政状況といった課題が深刻化しており、市民と市議会、市が共通の認識を持ち、力を合わせてまちづくりに取り組まなければなりません。そのためには、誰もが守るべき「決まりごと」を定める必要があります。

まちづくり基本条例ができるまで…

庄原市まちづくり基本条例策定委員会

平成22年2月、学識経験者、自治振興区連絡協議会推薦者、一般公募、市職員等21名の策定委員を委嘱し、市民意識調査のアンケートや条例素案の検討など、延べ30回の会議の末、平成23年3月30日、市長に条例素案の報告書を提出しました。

策定委員会で検討された素案をもとに、市では、パブリックコメントをはじめ、広報紙やホームページ、市政懇談会などで市民の皆さんのご意見をいただきました。そして、その意見を反映させた条例案を平成23年12月議会へ提案、可決されました。

パブリックコメントとは

市の基本的な施策や計画を策定する際に、広く市民の皆さんに計画案を公表し、意見や情報をいただくための手続きです。

市民と市と一緒に
つくった条例です。



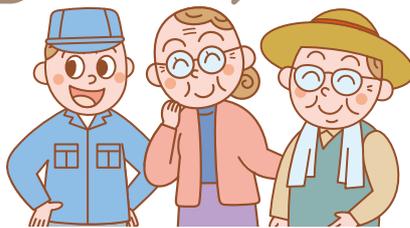
「まちづくりの効果100倍」
ってどういうこと？



市としては、こんなまちを目指しているんだけど、市民のみなさんはどう思っているんだろう？



私たちの思いや力を、もっとまちづくりに活かしたい!!



キーワードは「参画」と「協働」

個人や地域、企業、団体、市議会、市など、さまざまな人たちが持つ力を発揮できる「場」や「つながり」をつくれれば、これまでの何倍もの効果を生むことができます!!

- 参画・・・まちづくりへ主体的に参加し、意思決定にかかわり行動することを意味します。
- 協働・・・市民・市議会・市が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら対等な立場で協力し合うことをいいます。

みんなで守る「まちづくり」の約束！

この条例で定めた事項や考え方は、まちづくりに取り組む際の判断やルールづくりなどに尊重されなければなりません。「市民」「市議会」「市」が思いを1つに、次の5つの原則に基づいてまちづくりを行います。

まちづくり



市民



自助・共助・公助

自分でできることは自分で、
自分だけで困難なことは地域の助け合いで、
地域や民間の力でも困難なことは公的な支援で、
という考え方だよ。

まちづくりの情報を共有することも必要だね。

一人ひとりの考えや思いが大切にされるんだね。

男女の視点や感覚の違いもまちづくりの重要な要素なんだ。

参画の原則

協働の原則

情報共有の原則

人権尊重の原則

男女共同参画の原則





まちづくりを みんなで進めよう! みんなで参加しよう!

主役は私たち市民

権 利

- まちづくりに参画する
- まちづくりに関する企画および提案を行う
- まちづくりに関する情報を知る

責 務

- まちづくりに関心を持ち、自らできることを考え、積極的に参加する
- 次世代の市民のことを思いやり、自らの発言および行動に責任を持つ

個 人

市内に住み、働き、
学び、活動する人



事業者

企業・NPO法人・
市民活動団体など

事業者には、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、市民生活に配慮した活動を推進するとともに、まちづくりに参加および協力する役割があります。



住民自治組織

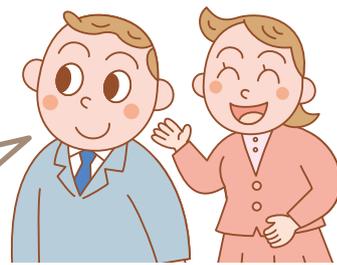
自治振興区・自治会など

住民自治組織には、地域内のコミュニティを醸成し、地域の主たる担い手として、地域特性を活かしたまちづくりを進める役割があります。



まちづくりの主役って
言われても…
どんなことをすればよいの？

例えば、みんなの暮らしを支えているこんなことも、全て「まちづくり」だよ。



選挙で、市長や市議会議員を選ぶ

市役所のアンケートに答えたり、講座へ参加する

資源回収やクリーン作戦に参加する

まずは、身近なまちづくりに参加してみよう!!



通学路で、地域の子どもたちを見守る

自治振興区活動に参加する

ボランティア活動に参加する

広報紙を読んだり、市ホームページを見る

まちづくりへの参画・協働の機会を増やします!

市議会および市議会議員の責務

- 市民の意思を把握し、まちづくりに反映させます。
- まちづくりに関する企画および提案の強化を図ります。



市長の責務

- 公正、公平かつ誠実にまちづくりを推進します。
- まちづくりの課題に的確に対応できる職員を育成します。
- 市民の意向を尊重し、自らの判断と責任において施策を選択し、総合的かつ計画的にまちづくりを推進します。



市職員の責務

- まちづくりに関する情報収集、課題の把握および企画能力の向上を図ります。



まちづくりにおける市政運営

- 市民の参画・協働の機会を積極的に提供します。
- 健全な財政運営を行います。
- 施策の成果や達成度を評価し、わかりやすく公表します。
- 市民意見および要望があれば、内容や状況を調べ、迅速、誠実に対応します。
- 積極的に情報提供します。その際、個人情報の保護に努めます。
- 市長は、まちづくりの重要事項について、住民投票を行うことができます。



「まちづくり」は「仲間づくり」

交流と連携

市内外の人々や団体、諸外国と交流、連携し、多様な活動で得た経験や知識などをまちづくりに活かすことは、とても重要です。



子どもたちには、グローバルな視点で活躍してほしいわ。
(グローバル…世界的)



国際交流の推進



災害時等の連携・協力

庄原市まちづくり基本条例



目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 まちづくりの基本原則(第4条)
- 第3章 市民の権利(第5条)
- 第4章 市民の責務と役割(第6条)
- 第5章 市議会および市議会議員の責務(第7条)
- 第6章 市長および市職員の責務(第8条・第9条)
- 第7章 まちづくりにおける市政運営(第10条-第15条)
- 第8章 交流と連携(第16条・第17条)
- 第9章 必要な措置(第18条・第19条)
- 附則

前文

私たちのまちは、平成17年3月に、7つの市町の合併により広域な新生庄原市として誕生しました。

このまちの美しい里山と雄大で豊かな自然は、四季折々に彩りを変え、人々の暮らしに潤いと安らぎをもたらしてくれます。

先人たちはこの地を愛し、たゆまぬ努力によって歴史と伝統、文化を築いてきました。

私たちは、こうしたふるさとの景観やさとやま文化などを、庄原市の財産として次の世代に引き継ぐ使命を担っており、それぞれの地域の多様な個性を活かし、絆を大切に、市民誰もが「庄原大好き」と思えるふるさとを築いていかなければなりません。

また、庄原市は今、厳しい中山間地域の現実に直面しており、私たちは、これまで以上に「自らのまちは自らの手でつくる」という強い信念を持ち、参画と協働による元気なまちづくりを進めていく必要があります。

ここに私たちは、これからの庄原市における「市民が主役のまちづくり」をさらに進めるために、庄原市まちづくり基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりにおける基本原則並びに市民、市議会および市(以下「各主体」という。)の役割および責務などを定め、参画と協働によるまちづくりを推進することを目的とします。

(位置付け)

第2条 この条例は、本市のまちづくりにおける最高規範とします。

- 2 各主体は、まちづくりに取り組むときは、この条例の趣旨を尊重するものとします。

(用語の定義)

第3条 この条例において、用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- (1) まちづくり 市民が幸せに安心して暮らせるまちをつくるための活動および事業を意味します。
- (2) 参画 主体的に参加し、意思決定にかかわり行動することを意味します。
- (3) 協働 各主体がそれぞれの役割と責務のもと、対等な立場で共に考え、協力連携することを意味します。
- (4) 市民 市内に住み、または市内で働き、学び、もしくは活動する個人、住民自治組織および事業者を意味します。
- (5) 住民自治組織 自治振興区や自治会など、一定の地域に生活する人が参加し、良好な地域社会の維持や発展を目的とした団体または組織を意味します。
- (6) 事業者 市内において営利または非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む個人、団体または組織を意味します。
- (7) 市 市のすべての執行機関を意味します。

第2章 まちづくりの基本原則

(基本原則)

第4条 まちづくりは、次に掲げる基本原則に沿って進めるものとします。

- (1) 参画の原則 意思決定、活動および評価のそれぞれの過程において、市民が自主的に参画すること。
- (2) 協働の原則 自助、共助および公助の考え方を前提として、協働すること。
- (3) 情報共有の原則 積極的な情報提供により、情報を共有すること。
- (4) 人権尊重の原則 性別、年齢および国籍などにかかわらず、市民一人一人の人権が尊重され、その個性や能力が十分に発揮されること。
- (5) 男女共同参画の原則 男女が対等な立場で参画すること。

第3章 市民の権利

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を持ちます。

- 2 市民は、まちづくりに関する企画および提案を行う権利を持ちます。
- 3 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を持ちます。

第4章 市民の責務と役割

(市民の責務と役割)

- 第6条 市民は、自らがまちづくりの主役であることを認識し、まちづくりに関心を持つとともに、自らできることを考え、積極的にまちづくりに参加するものとします。
- 2 市民は、前条で定める権利の行使にあたり、次世代の市民のことを思いやり、自らの発言および行動に責任を持つとともに、他の市民の意思および意見を尊重するものとします。
 - 3 住民自治組織は、地域内のコミュニティを醸成し、地域の主たる担い手として、地域特性を活かしたまちづくりを進めるものとします。
 - 4 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、市民生活に配慮した活動を推進するとともに、まちづくりに参加および協力するものとします。

第5章 市議会および市議会議員の責務

(市議会および市議会議員の責務)

- 第7条 市議会および市議会議員は、市民の意思の把握に努め、それをまちづくりに反映させるものとします。
- 2 市議会および市議会議員は、まちづくりに関する企画および提案の強化を図るものとします。

第6章 市長および市職員の責務

(市長の責務)

- 第8条 市長は、この条例に基づいて、公正、公平かつ誠実にまちづくりを推進するものとします。
- 2 市長は、市民の意向を尊重し、自らの判断と責任において必要な施策を選択し、総合的かつ計画的にまちづくりを推進するものとします。
 - 3 市長は、まちづくりの課題に的確に対応できる職員を育成するものとします。

(市職員の責務)

- 第9条 市職員は、まちづくりに関する情報の収集、課題の把握および企画能力の向上を図るものとします。

第7章 まちづくりにおける市政運営

(市民の参画と協働)

- 第10条 市は、市民の参画および協働の機会を積極的に提供するものとします。
- 2 市は、市民参画のもとで基本構想、基本計画および各施策の基本となる計画の策定および見直しを行うものとします。

(健全な財政運営)

- 第11条 市は、中長期的な展望に立ち、財源の確保および健全な財政運営を行うものとします。

(施策の評価と公表)

- 第12条 市は、施策の成果および達成度を市民の参画を得て評価し、その結果をわかりやすく公表するものとします。

(意見および要望への対応)

- 第13条 市は、市民から意見、要望がなされたときは、その内容や状況などを的確に調査し、迅速かつ誠実に対応するものとします。

(情報共有および個人情報の保護)

- 第14条 市は、市民の知る権利を保障するとともに、市民との情報共有を図るため、市の保有する情報を積極的に提供するものとします。
- 2 市は、情報を提供するにあたり、わかりやすく表現するとともに、市民が公正、公平に情報の提供を受けることができるよう努めるものとします。
 - 3 市は、情報を提供するにあたり、個人情報の保護について必要な措置を講じるものとします。

(住民投票)

- 第15条 市長は、まちづくりに関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとします。
- 2 各主体は、前項に定める住民投票で得た結果を尊重するものとします。

第8章 交流と連携

(広域的な連携)

- 第16条 各主体は、市内外の人々や団体と広く交流して連携を深め、得た情報、知識および経験をまちづくりに反映させるよう努めるものとします。
- 2 市は、国、県その他関係団体と相互に連携および協力し、まちづくりの課題解決に努めるものとします。

(国際交流の推進)

- 第17条 各主体は、まちづくりにおける国際交流の重要性を認識し、世界の人々や団体等と交流および連携を図るよう努めるものとします。

第9章 必要な措置

(必要な措置)

- 第18条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な措置を講じるものとします。

(委任)

- 第19条 この条例に定めのない事項で必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

附 則

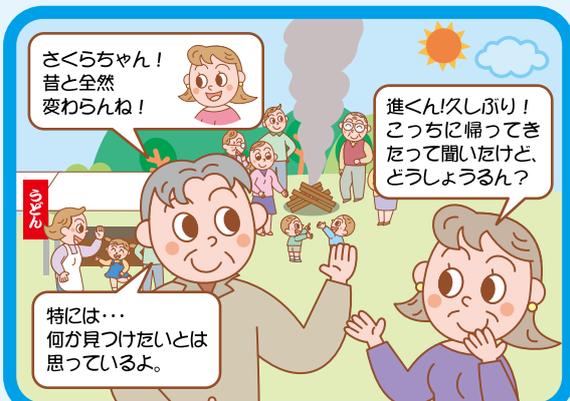
この条例は、平成24年4月1日から施行する。

主役ってどういうこと?



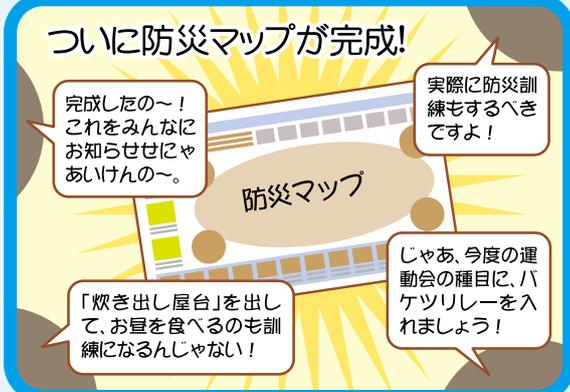
【参加編】 まずは、行事に出掛けてみよう!!

ある日、回覧板で見た「狼煙上げイベント」に散歩がてら行ってみると、偶然同級生と出会い...



【参画編】 みんなの声をカタチにしよう!

自治会長として、庄原進さんも自治振興区の役員会へ出席しました。今年のテーマである「安心・安全の地域づくり」について話し合うことになりました...



お問い合わせ

庄原市役所 自治振興課

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号 TEL(0824)73-1209

E-mail: jichishinkou@city.shobara.hiroshima.jp